

令和 3 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス対策担当大臣
西 村 康 稔 殿

緊急要望：「まん延防止等重点措置」のイベント(舞台芸術公演等)開催について

文化芸術推進フォーラム
クラシック音楽公演運営推進協議会
緊急事態舞台芸術ネットワーク
公益社団法人全国公立文化施設協会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大(いわゆる第3波)に対して緊急事態宣言が発出され、一定の成果が現れているなかで、今般、対策特別措置法が改正され、新たに「まん延防止等重点措置」が創設されます。

イベント開催の内、クラシック演奏、ダンス、演劇、伝統芸能、演芸等の舞台芸術公演等では、観客はマスクを着用したうえで、原則として定められた席に着席し、相互の会話も行わずに鑑賞しています。劇場施設内は建築法や興行法等により一定規模の空調設備が設置され換気が保たれており、屋内であっても決して密閉空間ではありません。それらにより昨夏以後は客席における観客間のクラスター(集団感染)の発生は確認されていません。また、比較的、単独やカップルなど少人数での鑑賞が中心で、終了後に「会食を控える」等の呼びかけにより更に感染防止を図ることも可能です。

主催する文化芸術団体や劇場等文化施設は、1年を超えて長期化するコロナ禍で既に経済的に疲弊しており、緊急事態宣言の解除後もイベント(舞台芸術公演等)開催時の収容率および終演時間の制限が継続されるなら、文化芸術活動の停滞のみならず、その継続や存続すら危ぶまれ、結果、関係者の離職等も含め文化の継承の断絶も懸念されます。

今般の新たな「まん延防止等重点措置」の検討においては、これまでの実績や現状を踏まえ、イベント(舞台芸術公演等)開催制限の緩和をお願いいたします。